

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社Cにおいて大工として就労していたが、平成〇年〇月〇日、同社作業場の屋根を修理中、さび止め液に足をとられ、屋根から転落した。

請求人は、同日、D病院に受診し「左脛骨近位端骨折、頭部外傷、左下腿・腰背部・左膝・両踵部・股関節部打撲」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日E病院に受診し「左脛骨高原骨折、脛骨骨髓炎」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級の10に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官はこの処分を取り消す旨の決定をしたため、監督署長は障害等級第8級の7に変更する旨の処分をした。

その後、請求人は平成〇年〇月〇日、F病院に受診し、左膝に置換されていた人工関節の再手術が必要になったとして、同年〇月〇日、監督署長に療養補償給

付の請求をしたところ、監督署長は、再発を認め、療養補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、F病院及びE病院などで加療した結果、平成○年○月○日治ゆ（症状固定）となったが、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求した。監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当すると認めたものの、請求人には障害等級第8級に該当する障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、同給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

当審査会においては、再手術の経過を含め、請求人の治療の経緯と残存する障害の状態について、医証を精査したが、再手術の状態においても請求人に残存する障害は、障害等級第8級の7「1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもののうち、「人工関節・人口骨頭をそう入置換した関節のうち、その可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの」に該当するものであると判断する。したがって、既存障害よりも現存する障害が重くなったとは言えないことから、加重には該当しない。

なお、請求人は、本件再審査請求の理由において、症状固定が平成○年○月○

日であることに対する不服を述べているが、同日症状固定と判断された後に、本件障害補償給付支給申請を行ったものであり、当審査会では、現存障害の障害等級が既存障害の障害等級を超え、加重に該当するか否かについての判断を行うものであることを付言する。

- 4 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。